

令和6年度 第1回阪南市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日 時	令和6年7月18日（木） 15時00分～16時00分	
場 所	阪南市教育支援センター 会議室	
出席者	<会長> 阪南市教育委員会事務局 学 校 教 育 課 長 石原 慎 <委員> 阪 南 市 人 権 推 進 課 課 長 戸崎 美津弘 阪南市立小学校長代表 朝 日 小 学 校 校 長 田中 真樹 阪南市立中学校長代表 貝 掛 中 学 校 校 長 井上 達史 大 阪 府 教 育 庁 スクールソーシャルワーカーSV 中山 美和	
事務局	阪南市教育委員会事務局 学 校 教 育 課 長 代 理 両口 通寛 阪南市教育委員会事務局 学 校 教 育 課 長 代 理 花元 英夫	
傍聴者	なし	
欠席者	貝塚子ども家庭センター 相談対応第一課 総括主事 川端 真由美 泉南警察署生活安全課 少年係 長 徳山 貴久 阪南市こども支援課 課 長 工藤 健二	

協議内容

①開会

②会長挨拶

③議事

(1) これまでの議題について

(2) 令和5年度までの認知件数等について

会議の要旨

(事務局)

事務局の宣言により開会。

(事務局)

出席者は過半数に達しているので会は成立している。

(事務局)

昨年度より交代となっている委員も多いため、事務局より紹介する。

小学校長代表は、昨年度舞小学校の中西俊文校長より、今年度は朝日小学校の田中真樹校長にお願いする。

同じく、中学校長代表は、昨年度の鳥取中学校中山孝一校長から、今年度は貝掛中学校の井上達史校長にお願いする。

委嘱状を机上にて配付している。任期は2年ごとに更新するため、令和7年9月17日までとなっているが、よろしく願います。

本日は、前もって3人の委員の欠席を聞いている。泉南警察署徳山少年係長、阪南市こども支援課工藤課長、貝塚子ども家庭センターの川端麻友子総括主事は本日欠席である。なお、岸和田子ども家庭センターが、所在地及び名称が変わり、貝塚子ども家庭センターとなったことを紹介しておく。

昨年度から引き続きの委員も紹介する。戸崎阪南市人権推進課長、中山大阪府スクールソーシャルワーカースーパーバイザーに引き続き参加いただいている。また教育委員会事務局学校教育課からは石原課長、花元と両口が参加する。

(事務局)

阪南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第8条に基づき、原則公開としている。本日の傍聴人はない。

議事録への公開について承認が必要である。

意見、質問などないか。

(全委員)

～承認～

(事務局)

承認されたものとする。

(事務局)

開会にあたり、石原会長にあいさつをお願いします。

(会長)

今回もよろしくお願いします。

昨年は5月から新型コロナウイルス感染症が5類扱いとなり、小中学校においても、コロナ禍以前の日常生活に戻りつつある。

これまでのいじめ問題対策連絡協議会の議事録は、ホームページにて公開している。教育委員会議にも報告し、意見をいただいている。その中でも、いじめについて話し合っていたいただいていることに感謝するといわれている。いじめについて現場に必要な話をしており、非常に良い会議となっていると評価していただいている。

いじめの認知件数は増加している。学校で、積極的に認知している成果であると感じている。毎月の学校からの報告を点検する中で、人権にかかわるものについても気をつけて確認している。ここでの話を校長会や園長会でも紹介し、いじめの認知の感度をあげていきたいと考えている。

本日も1時間と短い時間となるが、よろしくお願いします。

議事

(会長)

続けて本日の議事について進めていきたい。

これまでの議題について事務局より報告願う。

(事務局)

資料の1ページ目を確認してほしい。主だった案件について、そこに紹介した。

平成31年度第1回はいじめ認知の現状について紹介することから始めた。

平成31年度第2回は、いじめ防止対策委員、つまり本市の第三者委員会の委員を紹介した。今年度は、峯本弁護士、胡田学識経験者、中道心理士、黒田社会福祉士、三宅医師の5人をお願いしている。中道泰子心理士は、これまでの東千冬心理士が退任されたので、今年度より依頼することとなっていることを報告する。また平成31年度のこの会では、学校いじめ防止基本方針の確認と改善策を検討し、その後、市のホームページですべての学校のいじめ防止基本方針を公開している。

平成31年度第3回は、新型コロナの感染拡大の影響で開催できなかった。

令和2年度第1回は、学校いじめアンケートで確認しなければならないことは無いかを確認した。

令和2年度第2回は、重大事態に該当する事案について正しく報告が必要であることを共有した。

令和2年度第3回は、いじめの未然防止の取組についてどのような取組ができるかについて話し合った。

令和3年度第1回は、いじめの対応で必ず確認しなければならないことについて確認した。

令和3年度第2回は、学校に配置しているスクールカウンセラーやスクール

ソーシャルワーカーなどの専門家の有効的な活用について話し合った。

令和3年度第3回は、新型コロナの感染拡大により、開催できなかった。

令和4年度第1回は、いじめ事案の対応フローチャートについて確認し、このいじめ問題対策連絡協議会で、今後話し合っていくべき内容についてもご意見をいただいた。

令和4年度第2回は、いじめの傾向と対策について確認した。

令和4年度第3回は、重大事態の対応や、警察との連携について確認した。

令和5年度第1回は、これまでの議題と新型コロナウイルスが5類に移行した影響について、令和5年度第2回は、校外で起こるトラブルなど、対応に苦慮する事案について、令和5年度第3回は、いじめが生起したときの対応について、議題として取りあげた。

(会長)

これまでの議事について、質問や意見等無いか。質問が無ければ、次の議題とする。

令和5年度までの認知件数等について、事務局より説明願う。

(委員)

いじめの認知件数については、令和4年度の小中学校の合計372件に対し、令和5年度は352件と、少し減少する結果となった。

資料1ページの下段のグラフは、平成28年度からのいじめの認知件数の千人率の推移を国の調査と市の調査を比較したグラフである。令和4年度で比較すると、国の調査の千人率は小学校で89.8、市の調査は138.0なので、国よりも積極的に認知していることがうかがえる。また、中学校では、同じく令和4年度で比較すると、国は調査の千人率は36.5に対し、市の調査は41.3と、中学校でも国より積極的に認知していることがうかがえる。

グラフには示していないが、いじめの認知件数については令和4年度の府の調査においても、小学校で134.2件、中学校で46.5件なので、小中共に、国や府の調査と比較しても大きな乖離はないと分析している。全体的にみても、国の調査より積極的に見える。

都道府県単位でも、認知件数の多い都道府県とそうでない都道府県がある。

阪南市の中でも、学校によって認知件数の差はある。国の定義が、されていやだと感じたものはすべていじめとしてとらえると決められているので、今後も市内で正しいいじめを認知できる環境を整えていきたい。

(会長)

認知件数などについて、阪南市が突出して多いわけではない。グラフを見ると、令和3年度から令和5年度にかけて認知件数が横ばいになりつつあるように感じる。学校現場で何か変化を感じることはあるか。

(委員)

2・3年の変化ではないが、やはりSNS絡みのいじめ件数は増えている。学校がすぐに認知できるものではなく、子どもたちから情報があり、聞き取りをしたうえでの対応となる。

(委員)

小学校では、いじめの認知は高学年より低学年のいじめの認知が増えているように感じる。コロナの影響もあると感じることもある。子どもたち同士で、うまく折り合いをつける経験ができなくなっているように感じている。

(会長)

低学年の事案はどのようなものが多いか。

(委員)

「煽られた」や「たたかれた」といった内容が多い。陰湿ではない。この程度の話であれば、いじめと認知して大人が対応するよりも前に、子どもたちが自分たちで解決して、仲直りすることができていたのではないかと感じる事案でも、いじめと認知しなければ、子どもたちで解決できていないトラブルも多く生起しているように感じる。また、子どもたちで解決できているが、大人同士が解決できなくなることもあるように感じる。

(会長)

市教委にも、学校や保護者間で解決に向かいそうにない話が、相談として連絡があるときがある。専門家として関わる中で、気になることはあるか。

(委員)

最近では学校で、「この案件はいじめとして認知していますか」と確認したときに、以前はいじめとして認知されていないものも多くあるように聞くことがあったが、最近ではそれがなくなってきているので、先生方のいじめの認知の感度は十分に上がっているように感じている。ただし、いじめとして正しく認知した後に、解消までを丁寧に追うことができているのかのイメージが統一されていないように感じることもある。いじめの対応は個別対応になるが、解消をしっかりと確認できる体制を整えておいてほしいと感じることがある。

(会長)

先生方のいじめの認知の様子はどうのように感じられるか。

(委員)

家庭連絡しなければならない案件については、いじめとして認知している。その後、解消まで追うようにしているが、緊急性の高いいじめ事案は、年間に1件か2件程度ではないかと感じている。

(委員)

トラブルについては、すべて校長まで連絡するように教員と共有している。そこで、いじめと認知するのか、そうでないのかは組織として仕分けるようにしている。いじめとして認知はするが、実は自分たちで解決しているものもあったりする。認知したものの、解消についてしっかりと確認できていないかもしれない案件もあるので、校内で教員にしっかりと周知していきたい。

(会長)

事務局として何か感じることはあるか。

(事務局)

先日、民生委員向けの研修で、いじめについて触れることがあった。説明のなかで、「勉強が分からないで困っている子に、答えを教えてあげたが、教えられた方は自力で解きたかったのでいやだと感じた。これはいじめである」と、文部科学省の説明にある話をしたところ、民生委員の方から「そんなものまでいじめなのか」という反応があるように感じられた。おそらく、10年前の法律ができたばかりの頃の教員も同じような反応をしていたのではないかと感じた。学校の「いじめ」という言葉の理解は法に沿ったものになりつつあると思われる。しかし、地域の中での「いじめ」という言葉は、まだ、10年以上前の捉えの感覚もあるし、いじめについて研修を受けることは地域にはおそらくないので、「いじめ」という言葉の意味について、地域で保護者に正しく伝えていく必要があると感じられた。

(会長)

保護者や地域と「いじめ」という言葉のとらえの差は、SSWとして関わる中で、乖離を感じることはあるか。

(委員)

マスコミでも言われているが、言葉だけが先走ることがある。学校がいじめとして認知しているということは、それだけしっかり丁寧に事案に向き合っているということなのだが、それがいじめという言葉にだけ反応してしまうことがあるように感じる。

(会長)

いじめの中でも、重大事態という言葉は、すごく大きな意味を持つ言葉になるが、重大事態という言葉にも、さまざまな捉えが生じる。重大事態の定義について資料2と資料3について事務局より説明願う。

(事務局)

重大事態について今回この会で共有するための資料を作成するにあたり、文科省の資料はページも非常に多かったため、もう少し簡単にわかりよいものはないかと検索したところ、千葉県流山市が保護者向けに作成したと思われる文書が確認できた。流山市に問い合わせたところ、この資料を、重大事態が生じたときに、発生報告書も添えて、今後の調査の流れなどを説明する資料としているとのことだった。阪南市では現時点でこういった資料は作成しておらず、事案によって対応が一律にできない部分もあるため、口頭で今後の対応などについて説明している。本日は委員に重大事態について伝えやすい資料と考え、添付した。

中段の2、『「重大事態」の定義』として、「一、いじめにより、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」と記載されており、これが一号事案と言われるものである。そして「二、いじめにより児童生徒が相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。」については二号事案、不登校重大事態

などと表現されるもので、『いずれの場合も事実関係が判明していなくても、「疑い」が生じていれば「重大事態」として調査を行う必要がある』と説明している通りで、調査の結果、いじめが関連しなかったとしても、「重大事態」として取り扱うこととされている。

また、資料3は重大事態として扱った例について、文科省が公開している資料を添付した。

(会長)

「疑い」がある時点で「重大事態」として調査することと、重大事態として調査するが、いじめが関連しない場合もあるという部分が、当該の関係する子どもやその保護者に正しい意味が伝わらないことで、いじめの問題以外の保護者間のトラブルなどが生じることがある。「いじめ」という言葉や、「重大事態」という言葉を、保護者などに伝えるときにできる工夫など流山市も参考になるが、そのほかに考えられる工夫としてどのようなものがあるか。

(委員)

重大事態という言葉、そのまま使うことはなかなか難しいように感じるため、「重大な事案だと受け止めています」や、「すごく大変な状況であると認識しています」等の表現をすることが多い。いじめという言葉には、過敏に反応することもあるが、子どもたちがいじめという認識をしていない場合、「これはいじめだよ」と指導の中で説明することもある。保護者にも、そのように伝えていることを説明することがある。

(委員)

保護者は被害側になったときに、相当慌てる。事案について端的に説明することも必要であるが、保護者の理解や保護者の気持ちに寄り添う必要がある。

保護者の気持ちがどのような状況にあるのかを、学校がしっかりと聞き取って進めていくことが大切である。

(会長)

法やガイドラインに沿った対応は必要であるが、言葉をそのまま使うことは難しい。言葉だけを端的に伝えることで、伝わることも伝わらなくなってしまうこともある。保護者の気持ちに寄り添った対応を今後も検討していく。

(会長)

阪南市のいじめの重大事態の対応はどうなっているか。事務局から説明願う。

(事務局)

昨年この時期以降、1件の重大事態が生起した。令和5年度の重大事態報告は2件となっている。両事案について、調査はひと段落している。

(会長)

重大事態についても、正しく対応するように進めてほしい。

(委員)

いじめという言葉と比較すべきではないかもしれないが、阪南市の中での人権に関わる事象は、年間でだいたいどの程度生起しているか教えてほしい。

(委員)

まず、先ほどの話の中で、民生委員とのギャップに大きなものがあることに驚いた。民生委員に対して、学校が説明していくということは難しいため、例えば自治会長の総会などで時間をとって、いじめについて伝えていくこともできるが、それでも伝わるかは難しい。

人権協会や人権推進課に、いじめの相談が来ることはあまりない。一般的に電話での相談などがあるが、明らかに DV を受けているのに、本人が DV の相談をしているということを理解していない場合もあるので、「それは DV ですよ」と説明することもある。被害側が DV を受けていることをわかっていないこともある。程度の差はあるが、だいたい、女性の DV に絡む相談であるが、よくよく聞くと、お互いさまと思われる話である場合もある。緊急で、すぐにでも避難することが必要な案件もあるが、頻繁にあるものではない。相談と対応で分ければ、相談はあるが、対応になることはあまりない。

人権活動団体に対して、いじめの認知件数と、人権侵害事象の報告に乖離があることについて、毎年教育委員会より説明をしてもらっている。明らかな人権侵害事象と、そうではないいじめ事象があることを説明していただいているが、現場の先生方も、活動団体がそこまで見ているということも知っておいてもらえればと思う。

(会長)

「支援学級の児童生徒に対して」という視点でのいじめはあるか。その辺りで対応に工夫していることはあるか。

(委員)

いじめ事案があってから、「支援学級の児童生徒に対してのいじめ」と特化するのではなく、学年でまず、障がいについて正しい理解をするための取組を子どもたちにしている。まずは、障がいを理解する。支援学級に在籍している生徒の特長が発端で、トラブルになることはあるが、その場合はその特性をしっかり理解する指導をしている。

(委員)

小学校でも、支援学級に在籍している児童だからトラブルになるということはない。どちらかというと、勉強はできるが空気が読めない等、本人はそんなつもりはないけれど、相手に嫌な思いをさせてしまう児童がいたりする。嫌な思いをさせられた児童が、「前にされた」ということで嫌なことをしてしまうこともある。保護者も同じように話す場合もある。

(委員)

保護者の考えや、保護者の人生観も、人それぞれであるから、それを含めて、寄り添って対応していく必要もある。保護者の訴えに、表面的な表現はあるが、本質のニーズは何なのかを確認しながら対応していくことが必要である。保護

者は何を思っているのか、加害に対する怒りなのか、学校の向き合い方に対する思いなのか。保護者がどう捉えているのかについて、見立てが合っているのかをその都度確認する必要がある。

(会長)

いじめというものは人権侵害に該当する。その中で差別事象が無いかは、今後でもできる限り丁寧に確認していこうと感じている。

事務局から、今年度のいじめの特徴のようなものはあるか。

(事務局)

特徴というわけではないが、お互いが被害を受けている事案や、今回の事案の前に嫌なことをされたことがあったから仕返した。というような内容がある。今回の事案を切り取って対応はするが、両者が納得し解決するということにたどり着かない事案が見られる。

(会長)

お互いが被害と言われれば被害となるような案件で、気を付けておいた方がよいことや、他市町の案件で、対応が長引くことになってしまった案件などで、「もっとこうしておけばよかったのに」というような話はあるか。

(委員)

最近では性的な内容に関連するいじめ事案が多い。学年が低下していることや、支援学級の子ども同士で、性的な加害被害に発展してしまう事案もある。繰り返されてしまう場合もある。

(会長)

人権相談で、お互いが被害ととれるような案件であれば、どのような対応になるか。

(委員)

対応ではなく相談の場合は、結局お互いさまになる部分もある。人と人の関係なので、結局は相談者が納得してもらう以外に解決する方法はない。対応は別である。いじめについても、計画的に、集団で、一人を攻撃しようとするものについては、いじめではない事象であると感じる。

(会長)

いじめの背景に家庭環境がある場合も十分にあると考えられるため、専門家も交えて、家庭環境をアセスメントしていくことを継続して実施していきたい。

家庭環境に関わらず、コミュニケーション能力が低下しているように感じるが、その辺りについて取り組んでいることはあるか。

(委員)

教材を使っての人権学習で、集団づくりは毎年している。小学校は担任の関わりで子どもの様子が大きく変わることがある。友達づくりや人権感覚は、先生の毎日の行動を見て変わるところもある。先生の関わり方で子どもは変わる

ので、先生もしっかり学び続けていく必要があると感じる。

通級指導教室を利用している児童などは、学校と保護者で支援の計画を立てて、本人の支援をしていく。しかし、家庭によっては、本当は発達の検査などを受けていて、特性を持っていたとしても、家庭が学校にその検査の結果を教えてくれず、適切な支援を学校ができない場合もある。結局、適切な支援をできていなかったことで、高学年になってから困ることがある。学校で、アンテナを高くして、適切な支援を計画していきたいが、誰がその課題を見つけ、家庭と共有していくのかについて、課題が残る。教員のスキルの差もある。そのままではよくない。みんなで学習して適切な対応を進めて全員で支援していくことをしたい。しかし、うまくいかないこともあって、せつかく積み上げていったとしても、崩れるときは非常に速い。

(委員)

中学校では、学びの共同体で、わからないと言える関係をつくり、子どもたちが主体的に学び合う、教え合う関係づくりを、この数年行っている。また、「人の気持ちにつながろう」ということを校区の目標にしている。しかし、近年、職員も大きく入れ替わっているので、学年でしっかり関わっていくことができる体制を、再度点検し、構築していきたい。小学校より、中学校の方が、子どもたち同士でつながりを強く持ってくれることもあるので、その辺りは救われているように感じている。

(会長)

市教委とともに、よりよい支援ができる体制を構築していきたい。

時間が来たので、ここまでとする。学校のマネジメントの難しさはあるが、いただいた意見などをもとに、学校で、子どもたちがしっかりと成長していくことができる環境を整えていきたい。

(事務局)

令和6年度第1回いじめ問題対策連絡協議会はこれで終了する。

次回は令和6年12月ごろの開催を予定していることを共有する。

(事務局)

事務局の宣言により閉会。